

勧告等措置区分（津波対策）  
阪神港（大阪区、堺泉北区）、阪南港、深日港

区分：「**第二体制（津波避難勧告）**」

「**大津波警報**」発表時発出、措置内容

【小型船】

- ・陸揚げ固縛、係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

【小型船以外】

- ・荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
  1. 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
  2. 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
  3. AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

「**津波警報**」発表時発出、措置内容

【小型船】

- ・陸揚げ固縛、係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。

【小型船以外】

- ・荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。
- ・錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
  1. 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
  2. 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
  3. AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

区分：「**第一体制（津波警戒勧告）**」

「**津波注意報**」発表時発出、措置内容

【全船】

- ・津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意すること。
- ・錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
  1. 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
  2. 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
  3. AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。